

市町村名	事業名等	対象者・内容等
十島村	定住促進住宅(村営住宅)	<p>★ 村営住宅(村が新規で建設した住宅)</p> <p>(1)家賃 I型住宅(世帯用) 月8,000円 II型住宅(単身用) 月6,000円</p> <p>(2)敷金 I型住宅(60㎡以上)15万円 それ以外、5万円 犬・猫のペットを飼う場合10万円プラス 所得及び居住年数による使用料の割増あり</p>
十島村	定住促進住宅(空き家住宅)	<p>★ 村営住宅(村が空家を改修した住宅)</p> <p>(1)家賃 月5,000円 (2)敷金 50,000円 ※犬・猫のペットを飼う場合10万円プラス 所得及び居住年数による使用料の割増あり</p>
十島村	体験宿泊施設(十島開発総合センター)【体験型】	<p>★ 総合センターを改修し、Uターン者向けの体験住宅として活用している。(1泊1,000円)</p>
十島村	住宅貸付資金	<p>★ ○住宅を新築または住宅の購入に必要な資金(1,500万円以内) ○住宅の改築及び増築に必要な資金(300万円以内) ○民宿を経営する目的で新・増築に必要な資金(2,250万円以内) *貸付条件…貸付利率:無利子 貸付期間:25年以内 償還方法:年賦償還 延滞利息:延滞元利金につき年14.6% 貸付金の償還が75歳迄に終了すること 本村に住所を有するもので住所を定めてから1年以上経過している者</p>
十島村	定住促進資金交付事業(住宅等対策)	<p>★ 本村に住所を定めてから1年以上経過している者で転入の日から10年を経過していない者 ○住宅を新築または取得した者に対して、100万円または取得に要した費用のいずれか少ない方の額を交付する。</p>
十島村	浄化槽設備修繕費補助金	<p>★ ○十島村内に住民票を有する方の住居用の建物に設置されている合併処理浄化槽の本体およびプロパー又は排水ポンプ等を修繕した管理者に、予算に応じてその修繕に要した費用の一部を補助します。 ・補助金額は30万円を上限とし、世帯主が70歳以上の場合修繕に要した額の3分の2、それ以外は2分の1に相当する額(1,000円未満の端数は切り捨てる)とします。</p>
十島村	定住促進資金交付事業(転入等対策)	<p>★ 転入費用一部助成として、10万円又は、村営船に要した引越費用(運賃)のいずれか少ない方の額を交付する。 本村に転入してきた者(本村を転出してから5年経過していない者を除く。)で定住する意志を有すると認められる者。ただし、年齢制限あり。 ○年齢制限…Iターン者は50歳以下、Uターン者は55歳以下の者とする。 ○その他…国・地方公共団体・郵政公社等に従事する者、または世帯については対象としない。</p>
十島村	定住促進資金交付事業(その他定住・転入を促進する事業)	<p>★【独立世帯】 独身者…3年経過 10万円 複数家族…3年経過 20万円 【既存世帯転入者】 独身者…3年経過 5万円 複数家族…3年経過 10万円 ※18歳以下の子供を扶養する転入者については、1人につき5万円を加算して交付 本村に住所を定め、3年を経過した者 ただし、年齢制限並びに所得制限あり。 年齢制限…Iターン者は50歳以下、Uターン者は55歳以下の者とする。 所得制限…前年度所得で1人世帯が160万円以下、2人以上の世帯は1人につき5万円を控除した額とする。 国・地方公共団体・郵政公社等に従事する者、または世帯については対象としない。</p>